

III 書 評 III

Daugbjerg, C. and A. Swinbank (2009) *Ideas, Institutions, and Trade – The WTO and the Curious Role of EU Farm Policy in Trade Liberalization*, Oxford University Press, Oxford, p232 + xxii.

豊 嘉 哲

I はじめに

1992年、EUの共通農業政策（Common Agricultural Policy; CAP）は重大な改革を経験し、それと同じ趣旨の改革が1999年と2003年にも行われた。それらの内容を確認した上で、なぜそれらは実施されえたのかを解明することが本書の目的に含まれる。その解明に不可欠な要素は、CAPの内容に利害関係を持つ主体の存在である。では、利害関係者の行動だけが改革の内容と実現可能性を決めるのだろうか。原著者の答えは否である。なぜならその時代に普及している思想（idea）がそれらに影響を与えると彼らは考えるからである。本書以前のCAP改革分析は利害関係者に焦点を当て、農業政策の基礎にある思想への目配りが足りないという不満が、原著者の執筆の動機である。そして、農業政策の基礎的思想の変化、すなわちGATTウルグアイ・ラウンド（UR）で農業例外主義（農業は特別扱いを受けるべき産業であるという思想）が農業規範主義（農業も他の産業と同様に市場メカニズムに任せるべきであるという思想）に取って代わられたという変化を中心に据えて、CAP改革およびそれとGATT・WTO交渉の関係を分析している。

II 本書の構成

序文に示されているとおり、GATT・WTO交渉において農業は論争の種であり、CAPは激しい議論の対象となってきたという事実は、今後も変わらないだろう。本書の分析対象は多角的貿易交渉とCAPの関係である。一方で多角的貿易交渉の内容と帰結、他方でEUの意思決定とCAP改革、これらの相互作用に本書は焦点を当てる。以下、各章の内容を確認する。

第1章（An Introduction to Agricultural Exceptionalism in EU Farm Policy

and the GATT, pp.1-23) では、農業の性質に関するまったく異なる二つの思想、すなわち農業例外主義 (Agricultural Exceptionalism) と農業規範主義 (Agricultural Normalism) の定義と、それらとGATT・WTO交渉のつながりが示される。農業例外主義では、農業は他の産業とは異なり政府の保護を受ける正当な理由を持つと考える。その根拠は、第一に、農業は自然環境に左右されるために価格が乱高下しやすい上、経済発展中の社会では農業所得は慢性的に工業所得を下回り、政府保護なしに農業所得の維持は不可能であるから、政府保護によって離農者を抑制することが農業の長期的存続に不可欠である、というものである。第二に、農業は人間の生存に必要な食料を生産するだけでなく、公共財 (農村景観の保全や、生物多様性の維持など) を提供するため、特別扱いが許される。これに対して農業規範主義は、農業を特別扱いする理由はなく、それを政府が支援するのは市場の失敗を是正する場合に限られるという視点を基礎に置く。原著者の判断では、1947年以来、GATT交渉の舞台では農業例外主義が基礎的思想であったが、URでは農業規範主義がそれに代わった。

第1章では本書の軸となる四つの疑問も提示される (pp.16-18)。第一に、なぜそしてどのようにして農業例外主義はURで衰退に追い込まれたのか。第二に、DSB¹⁾の手続きはいつその農業貿易自由化をもたらしたか。第三に、どのような方法でURの農業に関する協定 (URAA) の思想的支柱はEUの農業関連制度とCAP改革に影響を与えたのか。第四に、どのようにしてCAP改革はWTO交渉にフィードバックされ、そこで実現可能な成果の範囲を限定するのか。これらはそれぞれ第4~7章で検討される。

第2章 (Ideas, Institutions, and Policy: A Theoretical Framework, pp.25-42) の冒頭では、思想、制度、そして政策を構成要素とする、国際貿易交渉の分析枠組みを提示するため、前段落で示した四つの疑問が書き換えられる (p.25)。第一に、なぜそしてどのようにして農業政策に関する思想に変化は生じたか。第二に、どのようにしてこれがURAAの履行に影響したか。第三に、どのようにして思想上の変化がCAPの進化に影響を与えたか。第四に、どのようにしてCAPの変化がWTO農業貿易交渉にフィードバックされたか。すなわち、新しい思想の登場、それに伴う国際的制度の変化、新思想と国際的制度変化がもたらす国内の制度と政策への影響、その国際的制度へのフィードバックという四段階アプローチが採用される²⁾。そ

1) Dispute Settlement Bodyの略で、紛争解決機関と訳される。WTO加盟国間の紛争を解決するための常設機関である。

の概要を把握するため、表2.1 (p.39) を用いて、思想が制度変化を通じて政策に与える影響を四つに分類する。

- ① 制度の崩壊：新しい思想の登場が、急速かつ根本的な政策改革を生み、新しい政策手段の導入をもたらす。
- ② 制度の転換：新しい思想が導入され、将来の政策変化の方向を示す。その方向に沿った政策変化は徐々に生じる。
- ③ 制度の積み重ね：思想の基礎は変化しないが、それは名称変更によって隠蔽される (disguised through rephrasing) かもしれない。政策目的は変わらず、政策手段が徐々に変化する。
- ④ 制度の静止：思想にも政策にも変化が生じない。現行政策を支持し、それへの攻撃をはねつけるための努力がなされる。

第3章 (WTO Rules for Agricultural Trade: GATT 1947 and the URAA, pp. 43-69) では、GATT1947³⁾ で農業が特別扱いを受けてきたこと、しかしWTO発足以後は特別扱いの度合いが低下したことが分析される。

GATT1947の農業例外主義は、たとえばその第16条の輸出補助金の許容に発見できる。もちろん輸出補助金が無条件に承認されるわけではない。しかし、一次産品の輸出補助金を使用する国は世界貿易における公正なシェアを上回るシェアを獲得してはならないという、証明がきわめて困難な形で規制されている。したがって、この規制が現実に適用されることは希であり、実際にそれがなされたのは1958年の一度だけである (pp.49-50)。

GATTからWTOへの移行がもたらした農業例外主義の衰退は、EUの可変的輸入課徴金制度に現れた。世界価格と関税額の和が域内価格になるが、世界価格が所与で関税率が固定されていれば域内価格の変動を排除できない。しかし、GATT締約国は関税率を固定する意思を示すまで自由にそれを変更できた(拘束されなかった)ため、EUは域内最低価格を維持できた。つまり、世界価格が変動しても関税率を上下することにより流入する農産物の域内価格を管理できた。EUに限らずGATT締約国は農産品の関税率の拘束を嫌ったため、1994年以前拘束された農産物関税率は全体の35%しかなかった。ところがURの結果、その値はほぼ100%になった (p.49)。

2) 四段階アプローチを導出するため、原著者はPutnam(1988)の二段階アプローチとそれ以降の研究蓄積を第2章でサーベイしている。

3) GATT発足時の協定をGATT1947と、それを継承し、WTO設立協定の付属書1AにURAAとともに記載された協定をGATT1994と記す。

UR以後の農業例外主義の衰退と農業規範主義の台頭の例証として、農業貿易に関する次の約束、すなわち、非関税障壁の関税化、六年間（1995～2000年）での関税36%引き下げ、国内支持の三分類（緑、青、黄）⁴⁾と黄の政策の撤廃、六年間（1995～2000年）での輸出補助の36%削減（基準期間は1986～90年）などもある。他方、URAAの平和条項⁵⁾や、青の政策やデミニミス⁶⁾の容認は、農業例外主義の残存を示す。しかし原著者は、2003年末に平和条項が失効したように、何十年か経過すれば農業例外主義に代わって農業規範主義が農業貿易を包み込むと判断している（p.69）。

第4章（Explaining the Erosion of Agricultural Exceptionalism in the Uruguay Round, pp.71-94）の目的は、なぜそしてどのようにして農業例外主義はURにおいて最終的に衰退に追い込まれたのか、という疑問に答えることだった。ここではまず、1958年のGATT総会に提出されたハーバラー報告に言及し（pp.73-74）、その内容として原著者は次の三つ、すなわち、高水準の農業保護が大半の先進国で実施されていること、それは引き下げられるべきであること、そしてFAO（国連食糧農業機関）とGATTは連携して農業保護水準の測定（農家が農業保護政策下で得る収入と、国内価格が世界価格に一致したときに得るであろう収入の比較）に関する研究を実施すべきであることを指摘した。原著者が重視するのは第三点である。なぜなら農業保護の水準を測定できなかったため農業例外主義の賛同者は批判を容易にかわせたと彼らが判断するからである。ディロン（1961～62年）、ケネディ（1964～67年）、東京（1973～79年）の三つのGATT交渉の帰結は農業貿易自由化の支持者には不満が残るものであり、それがいっそう農業保護水準の測定の必要性を実感

-
- 4) URで農業分野の国内支持を緑、青、黄に分類することが合意された。緑の政策とは、貿易や生産に影響をまったくまたはほとんど与えない助成を指し、削減対象外とされた。食料安全保障のための公的備蓄や生産者への直接支払いが緑に分類される。青の政策とは、生産調整を伴う直接支払いを指し、URでは削減対象外とされた。黄の政策とは、緑と青に分類されない国内支持すべてを指し、削減対象である。なお、この三分類はドーハ開発アジェンダ（DDA）で交渉対象になっている。
 - 5) 平和条項はURAA第13条の通称で、一定の条件の下でGATT1994と補助金及び相殺措置に関する協定（WTO設立協定付属書1Aの一部）が適用されないことを定める。これによりWTO加盟国は、URAAと削減約束を守り、かつ1992年度中に決定された助成水準以上の助成を提供しない限り、他の加盟国から対抗措置を取られず、WTOで訴えられても免責される。ブレアハウス合意の結果生まれた平和条項は2003年末に失効した。
 - 6) 黄の政策に分類される補助金でも、助成額が農業生産総額の5%以下の場合、品目特定型の助成については助成額がその品目の生産総額の5%以下の場合には、削減対象から除外される。この措置をデミニミスと呼ぶ。

させた。FAOは1973年に農業支持水準を測定するためのPSE⁷⁾についての報告書を初めて公表し、その後それに修正が施された。1982年になるとOECDもFAOと関心を共有し、結局はFAOの作業を引き継ぐ形でOECDが1987年にPSEの修正版として農業保護水準を測定するツールを公表した (pp.80-83)。

この種のツールが開発されていた時代は、英国でサッチャーが、米国でレーガンが民営化を推進し、オーストラリアとニュージーランドでは農政が国家支援型から自由市場型に移行する時代でもあった。これらの国々は、国際交渉の舞台でも自由市場型の農産物貿易を要求しはじめた (pp.86-90)。

農業保護水準を測定できるようになったこと、農業例外主義との決別を実践した国が国際舞台でもそれを要求しはじめたことに加えて、URでの一括受諾方式⁸⁾の採用が農業例外主義の衰退を決定づけた。一括受諾方式とは、すべてが合意されるまでは何も合意されていないという交渉手続きに関する意味と、すべての加盟国は交渉パッケージの一部ではなく全体を受け入れなくてはならないという交渉後の義務に関する意味を含んでいる (p.204, 第8章注1)。この方式の採用により、EUは農業保護の現状維持と工業分野での関税交渉進展を同時には享受できなくなった。農業保護への固執は、諸外国のみならずEU工業部門からも反発を招いた。それゆえCAPは改革を迫られ、農業例外主義を部分的とはいえ放棄せざるをえなくなった。

第5章 (Dispute Settlement and Its Implication for Agricultural Exceptionalism, pp.95-123) の目的は、DSBの手続き⁹⁾ がいっそうの農業貿易自由化をもたら

7) PSEとは、Producer Support Estimate(当初はProducer Subsidy Equivalentだった)の略で、生産者支持推定量と訳され、内外価格差×生産量と、納税者負担の農家への補助金との合計を指す。

8) GATT1947を継承するGATT1994、URAA、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解などがWTO設立協定の付属書を構成しているが、一括受諾方式でWTO設立を承認することは、これらも受け入れることを意味した (サービスに関する協定は例外)。この措置が取られたのは、EUと米国が途上国のただ乗り (すなわち、途上国がGATT1947に由来する部分から恩恵を受ける一方、先進国に魅力的なTRIPSなどについては署名しないこと) を嫌ったからである (p.92)。

9) DSBの紛争処理手続きを七段階に分けて確認しておこう。①WTO加盟国が、他の加盟国の貿易慣行によって、自国の利益が侵害されていると考えた場合、二国間での協議を申請する。②協議によって紛争が解決できなかった場合、パネル (3名または5名) の設置を申し立てる。パネルは全DSBメンバーの反対がない限り設置される。③パネルの報告に不服がある場合は、上級委員会に上訴する (不服がない場合には⑤に進む)。④上級委員会 (7名) は、パネルの法的判断のみについて審査を行う。⑤協定違反を指

したか、という疑問に答えることだった。原著者がDSBの手続きに関して重視するのが、パネルは全DSBメンバーの反対がない限り設置されるというルールである。GATT時代の紛争解決はコンセンサスに従ったため外交が紛争解決に影響を与えた。しかし、WTOではこのルールがあるため外交が幅を効かせる度合いは低下し、WTOの規定に則った紛争解決が普及した。これはEU¹⁰⁾や米国なども提訴されやすくなったということを意味し、現実にもそうした現象が生じている。ではEUや米国は自身に不利な判断が下されたときにそれに従っているのだろうか。原著者はEUや米国が提訴された事例を検討した上で、この質問に肯定で答えている。したがって、WTOにおける紛争はどの加盟国が関わる場合でもWTOルールを尊重する形で解決に向かっており、しかも農業に関してWTOルールの基礎的思想は農業例外主義から農業規範主義に移行している以上、DSBの紛争解決手続きは農業貿易自由化を進めていると原著者は判断している。

第6章 (EU Agricultural Institutions and the CAP: Coping with GATT/WTO, pp.125-142) の目的は、どのような方法でURAAの思想的支柱はEUの農業関連制度とCAP改革に影響を与えたのか、という疑問に答えることだった。第3章、第4章で示されたとおり、URにおいて農業貿易の基礎的思想は農業例外主義から農業規範主義に移った。それに合わせてCAPは改革されたが、URAAがCAP改革に影響を与えたことを典型的に示すのは、1992年にEUが農業保護手段を価格支持から直接支払いに転換したことである。それ以前、EUは農産物価格を政策的に高く設定することで農家所得を維持したが、これは貿易歪曲的であるという批判を受けていた。この批判に対応するため、EUは農家保護の方法を価格支持から直接支払いに、

摘する、パネルまたは上級委員会の報告をDSBが採択した場合には、当事国に是正勧告を行う。⑥勧告実施のための期間が経過したにもかかわらず、具体的な改善がなされていない場合、申し立て国はDSBに対して対抗措置を申請できる。⑦被申し立て国が、対抗措置に対して不服であり、異議申し立てを行った場合には、DSBによる仲裁が行われる。http://www.zenchu-ja.or.jp/food/wto/wtokanrenyougo/125.html

- 10) CAPが提訴された場合のEUの対応は一律ではない。たとえば、提訴の対象が牛肉の成長ホルモンの場合と砂糖の場合でEUの対応は異なった(砂糖については政策変更を実施した)。この差の主因はEUの意思決定制度である。砂糖に関する政策は農業政策(farm policy)に属するために農相理事会で最終決定が行われ、欧州議会は諮問機関でしかないのに対して、牛肉成長ホルモンについては食料安全政策に属するために欧州議会と理事会の共同決定手続きを経て最終的な決定が行われる。欧州議会の政策決定への関与の有無がCAPの変更を左右した(p.115)。なお、原著者は脱稿時点でリスボン条約の発効を知ることができない。リスボン条約発効により欧州議会は農業関連事項について理事会と共同決定を行う権限を得たため、ここで指摘したEUの対応の差異は消滅した。

つまり消費者負担型から納税者負担型に変えた。この流れを強める改革は1999年と2003年にも実施された。

1992年改革はUR妥結を導くために必要だったのに対して、1999年と2003年の改革は多角的貿易交渉の妥結を導いていない。したがって、後二者は、貿易交渉の大詰めで強力な改革圧力に直面したために渋々実施した改革というよりは、いくらかEUの自発的意思に基づく改革である。これらは将来WTO交渉で何が生じるかを考慮して前もってCAP改革を実施し、交渉上のEUの立場を改善しておくという意識に基づく。WTOへの関心がCAPの中に制度化され、それがEU機関と加盟国に認められたわけである¹¹⁾ (p.131)。

さて、1992年以降拡充されてきた直接支払いだが、その受給には条件が付されている(クロスコンプライアンス)。この措置を通じてEUは補助金と引き替えに農家を特定の方向に誘導している。EUは、環境保護、景観保全、動物の健康と福祉の尊重などを農家に要求すると同時に、これに応える農家は多面的機能の一翼を担い公共財を提供しているから非貿易歪曲的補助金を受給するに値すると主張している¹²⁾。これを見てGarzon (2006, pp.172-173) は、CAPを成立させるパラダイムは国家支援型から多面的機能型に変化したと指摘する¹³⁾ のだが、では両者の間にどれほどの差があるのかと原著者は疑問を提示する (p.137)。多面的機能パラダイムも、農業に国家支援は不可欠であるとの前提を置き、クロスコンプライアンスを遵守する限り農家全般に補助金が届くように配慮している以上、国家支援パラダイムと大差なく、Garzon (2006) がパラダイムの変化と指摘するものは名称変更過ぎないと原著者は考える。さらに、多面的機能パラダイムの政策というのならば、農家の補助金受給額は彼らが供給する公共財に直接的に関連づけられるべきであるが、そうはなっていないとも原著者は指摘している (p.138)。

それゆえ原著者はUR以降のCAP改革が生み出した変化は、制度の積み重ね(第

- 11) これとは対照的に、1992年の改革過程では政治家がCAP改革とURは無関係であると強弁していた。なぜなら、外圧による改革だと政治家が白状してしまえば、それでなくても反対の多い改革の実現可能性がさらに低下することが明白だったからである (p.127)。
- 12) しかし、多面的機能を根拠にした農業保護には反対が強いことをEUは認識している。それを根拠にEUは緑に分類される補助金を拡張するという修正案をまったく提示していない (p.172)。
- 13) Garzon (2006, p.170) では、国家支援型ではなく依存型 (dependent) という言葉が用いられている。また、依存型と国家支援型とは同義で互換可能であること、そしてこれらの用語および農業政策の分類は、Coleman, Grant and Josling (2004, ch.4) から借りていることが明示されている。

2章を参照)に属すると述べる。近年のCAPはURAAに対する整合性を高め、1992年以前のそれとは大幅に異なる政策手段を採用している。しかし、CAPは農業例外主義という基礎を現在も持ち続けている。それゆえに、農業規範主義に彩られたWTOにおいてCAPは今後も制約を課されると同時に交渉上の紛争の種になると指摘して、原著者は第6章を閉じる。

第7章 (Setting the Limits: CAP Reform and WTO Farm Trade Rules, pp.143-173) の目的は、どのようにしてCAP改革はWTO交渉にフィードバックされそこで実現可能な成果の範囲を限定するのか、という疑問に答えることだった。そのために重要な二つの要因は、EU農産物の価格競争力が低いことと、EUは意思決定の際に特定多数決を利用できる場合でもコンセンサスを尊重し、事実上加盟国に拒否権が与えられていることである。これらを前提に考えれば、EUが外国に農業交渉で提示できる譲歩の幅は必然的に狭くなる。それゆえEUが農業交渉に参加することは交渉難航の要因である。裏を返せば、EUがCAP改革を通じて譲歩の幅を拡大できた場合には、交渉は進展しやすくなる。実際、URではCAP改革を拒む姿勢が交渉停滞を招き、CAP改革の後に米国とのブレアハウス合意に達したことがURを妥結に導いた。対照的に、ドーハ開発アジェンダ (DDA) の交渉停滞についてEUは大きな責任を負わなくてよい。EUは、2003年CAP改革で緑の補助金に分類される単一農家支払いを導入し、CAPの補助金体系のWTO整合性を高めたからである。EUがGATT・WTOを意識してCAP改革をどのように実施するかは多角的交渉の行方を左右する。

第8章 (Beyond Doha: Conclusions and Prospects, pp.175-194) では、これまでの要約と、DDAの行方に関するコメントが示される。

Ⅲ 評価

既出の書評¹⁴⁾が示すとおり、UR以降2008年までのCAP改革と農業貿易の国際交渉の相互作用を叙述した書物として本書を見た場合、有益な示唆を得られる。それを認めた上で、二つの批判的コメントを提示したい。

原著者は農業政策の基礎にあるパラダイムとして国家支援パラダイムと自由市場

14) Akman, M. S. (2010) "Book Review", *Journal of Common Market Studies*, Vol.48, No.3, pp.773-774. Anania, G. (2010) "Book Review", *European Review of Agricultural Economics*, Vol.37, No.2, pp.275-278. Kay, A. (2010) "Book Review", *Australian Journal of Public Administration*, Vol.69, Issue 4, pp.462-464. van Loon, A. (2010) "Book Review", *Political Studies Review*, Vol.8, No.3, pp.427-428.

パラダイムを取り上げ、それらの背景にある思想をそれぞれ農業例外主義、農業規範主義と呼び、二分法の分析を採用している。こうしたパラダイムを扱った先行研究の一つ、Coleman, Grant and Josling (2004) は次のように論じる (pp.93-95)。この分野の研究はColeman, Skogstad and Atkinson (1996) に始まり、これによるといくつかのOECD諸国の農政の基礎は、国家支援パラダイムから自由市場パラダイムに移っている。この研究を踏まえてJosling (2002) は、OECD諸国と一部の途上国に四つの競争的なパラダイムが存在していると指摘した。すなわち、依存パラダイム、競争パラダイム、多面的機能パラダイム、グローバル化された生産のパラダイムの四つである。前二者はそれぞれ国家支援パラダイムと自由市場パラダイムに対応する。多面的機能パラダイムは、農業と田舎の田園は不可分であり、しかもある程度の政府支援がなければ過少生産に陥る非市場型財を農業は供給しているという信念に基づく。グローバル化された生産のパラダイムでは、農業をグローバルな食料サプライチェーンの中に位置づけ、農民は垂直的に統合された過程の中で農地と動物の管理の役割を担うものとみなされる。

国家の支援がなければ農業は存続できないと考える依存パラダイムに対して、競争パラダイムはそれなしでも農業は存続可能と判断する。競争パラダイムを採用すれば農業競争力のない地域や国から農業が消滅するが、それでよいのかという視点を提供するのが多面的機能パラダイムである¹⁵⁾。また、依存パラダイムにせよ競争パラダイムにせよ、農業が、第一次産業から第三次産業にまたがるグローバルな食品産業の一部になっているという側面を考慮しておらず、この側面に光を当てるのがグローバル化された生産のパラダイムである。このように、Josling (2002) はColeman, Skogstad and Atkinson (1996) を踏まえて分析ツールを発展させたわけだが、残念ながら原著者はJosling (2002) で付加されたパラダイム分類を利用しなかった。

第二のコメントに移る。EUが多面的機能という観点から農業補助金を正当化することを、原著者は農業例外主義を継続するための方便と考える。Josling (2002) では多面的機能パラダイムが依存パラダイムから分離されたのに対して、本書ではどちらも農業への国家介入を前提としているという意味で両者を同じとみなす。本書の表2.1 (p.39) の言葉を利用すれば、多面的機能パラダイムは、農業例外主義の

15) 2003年のCAP改革を多面的機能パラダイムで説明できないと原著者は判断しているが、この判断はこのパラダイムの潜在能力を軽視している、とMatthews (2010) は記している。

継続を「名称変更によって隠蔽 (disguised through rephrasing)」しているだけ、というわけである。ところで、農業政策の基礎的思想が農業例外主義から農業規範主義に変化したという本書の主張を仮に認めるとしても、多額の農業補助金がEUや米国で現在も支出されていることに変わりはない。この事実に対して原著者は、たとえば第3章結論から判断して、思想の変化に現実の政策が追いついていないがいずれ追いつくと考える。はたして、それは正しいのだろうか。UR以降、EUと米国は、非貿易歪曲的な農業補助金を多角的交渉で承認¹⁶⁾させ、それを通じて農業部門の競争力を政策的に高めてきた。非貿易歪曲性という言葉を利用して、消費者負担型の農業保護は認めず、経済規模の大きな国に有利な納税者負担型保護を認めるルールを、多角的交渉を通じて策定してきた。先進国における近年の農業保護水準から考えて、今後もEUと米国がWTO体制下で納税者負担の保護が認められつづける¹⁷⁾ことを期待していると推測できる以上、いずれ政策が思想に追いつくと考える根拠は薄い。少なくとも、UR以降、政策が思想に追いついてきたとは言えない。とすれば、「名称変更によって隠蔽する」という表現は、納税者負担型の農業補助金がUR以降もGATT・WTOで認められつづけ、それが先進国の農業に有利に作用しているにもかかわらず、農業政策の基礎的思想は農業例外主義から農業規範主義に変化したと主張する本書に向けられるべきかもしれない。

16) WTOルールに整合的な農業補助金は非貿易歪曲的という特徴を持つため、消費者負担の価格支持ではなく納税者負担の直接支払いがWTOで容認されることになる。EUはそれを意識してデカップルを進め、直接支払いを拡充してきた。納税者負担による非貿易歪曲的補助金の容認にせよ、デミニミスにせよ、経済と財政の規模が大きな国（したがって途上国よりは先進国）に有利に作用することは確実である。

17) 注8で触れたが、WTO設立に際して参加国は、GATT1994など複数の協定をひとまとまりとみなし一括受諾した。本書 (p.185) によれば、TRIPSなどに乗り気でなかった途上国は、一括受諾に応じるか、世界貿易体制から排除され最恵国待遇さえも失うかの選択を迫られた。EUや米国はWTOをそれらの利益に反しないものにするため、WTOに途上国が参加しないことも考慮していた。この事例が示すのは、先進国に有利な農業保護の是正がWTOで求められた場合、それを要求する国を排除して先進国が新WTOに移る可能性はゼロでないということである。

参考文献

- Coleman, W., Grant, W. and T. Josling (2004) *Agriculture in the New Global Economy*, Northampton, Edward Elgar.
- Coleman, W., Skogstad, G. and M. Atkinson (1996) "Paradigm Shifts and Policy Networks: Cumulative Change in Agriculture", *Journal of Public Policy*, Vol.16, Issue 3, pp.273-301.
- Garzon, I. (2006) *Reforming the Common Agricultural Policy*, New York, Palgrave.
- Josling, T. (2002) "Competing Paradigms in the OECD and Their Impact on the WTO Talks", in Tweeten, L. and S. R. Thompson (eds.) *Agricultural Policy for the 21st Century*, Iowa State University Press, pp.245-64.
- Matthews, A. (2010) "Book Review", *EuroChoices*, Vol.9, No.2, p.48.
- Putnam, R. D. (1988) "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games", *International Organization*, Vol.42, No.3, pp.427-460.